

岩手県告示第131号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（昭和46年岩手県告示第521号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の4第3項</u> の規定により、建築計画概要書その他の同条第1項各号に掲げる書類（以下「概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の3第3項</u> の規定により、建築計画概要書その他の同条第1項各号に掲げる書類（以下「概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和3年2月26日から施行する。